

新宿中央公園 撮影可能区域図



0 50 100m

- ◆ 新宿中央公園事務所で撮影を行う場合、管理事務所にて腕章の貸与をうけてください。
早朝・夜間(9:00から17:00以外の時間帯)に撮影を行う場合は、公園管理事務所(03-3342-4509)にお電話の上、来所をお願いします。
- ◆ 植込み地内、滝に立入ることはできません。
- ◆ 公園大橋、公園小橋以外の橋は、公園区域ではありません。

至 西新宿四丁目

至 西新宿五丁目

至 代々木



令和6年度 芝生広場での撮影可能 予定期間について

芝生広場は、芝生の養生のため一定期間にわたり閉鎖を行っています。当該地での撮影可能 予定期間は以下のとおりです。芝生の育成状況によって期間を変更することがあるため、撮影をご検討の際は、事前に撮影が可能かどうかお問い合わせください。

撮影可能 予定期間

4月上旬から中旬 5月上旬から下旬 7月下旬から8月下旬 10月上旬から下旬 12月上旬から1月中旬

【問い合わせ先】新宿区 みどり公園課公園管理係 03-5273-3914

シュウバ内で撮影する場合

事前に施設管理者の了解を得てから、みどり公園課に許可申請してください。

【施設管理者 問い合わせ先】

㈱新都市ライフホールディングス

第三エリア経営部 営業第二課 03-5323-2515